

青森県広域交通機能維持方策調査実施業務委託仕様書

1 委託業務名

青森県広域交通機能維持方策調査実施業務

2 委託業務の目的

本県における地域公共交通を取り巻く環境は、人口減少の進行や自家用車への依存の高まりなどにより、利用者数の減少に歯止めがかからず、年々厳しさを増している。

特に、津軽鉄道については、西北圏域における広域的な地域公共交通として地域住民に対して移動サービスを提供してきたが、利用者数の減少に加え、施設等の老朽化や物価高騰等による修繕費の増加、運転士等の担い手不足などにより、厳しい経営状況、運営体制が続いている。

本業務では、引き続き人口減少が見込まれる中においても、鉄道や路線バスなどの広域交通機能を将来にわたって維持・確保していくため、津軽鉄道を主な対象として、利用実態や人口動態等のデータやファクトに基づく現状分析・将来予測を行い、それらを踏まえて広域交通機能の維持方策を整理することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

4 委託業務の内容

受注者は、次の業務を実施すること。

(1) 現状分析・課題整理

次の①～③に示す事柄を調査した上で、津軽鉄道及び並行する路線バスの課題整理を行うこと。

① 地域公共交通の運行状況

- ・ 津軽鉄道、路線バス等、周辺の公共交通の運行状況
- ・ 各交通機関の相互接続状況（乗り継ぎの利便性など）

② 津軽鉄道の状況

- ・ 輸送実績、輸送密度
- ・ 津軽鉄道（株）の経営状況（収支、社員、車両・施設、経営上の課題など）
- ・ 利用者の利用目的と目的別利用状況
- ・ 利用実態調査（アンケート）
- ・ 他鉄道事業者との経営状況比較

③ 路線バスの状況

- ・ 並行する路線バスの利用状況、収支

(2) 将来予測・見通し

上記（1）を踏まえ、次の①～③に示す項目について将来予測を行い、将来の鉄道運営に係る見通しを行うこと。

① 津軽鉄道及び広域バス路線の需要予測

② 津軽鉄道の経営状況及び財務状況の分析

③ 津軽鉄道の今後（10年程度）の設備更新・修繕の見通し

(3) 対応方策の導出

上記(1)及び(2)で分析した結果を踏まえ、津軽鉄道の今後のあり方について検討し、次の①及び②の観点から広域交通機能の維持に向けた対応方策を導出すること。

また、対応方策ごとに導入費用の積算を行うとともに、事業者及び自治体財政負担についてシミュレーションを行い、主体ごとにメリット・デメリットの分析を行うこと。

併せて、国の支援制度の活用可能性や国内自治体の有効事例についても整理を行うこと。ただし、支援制度や有効事例の該当がない場合は発注者に相談の上、整理を行うこと。

- ① 津軽鉄道を維持する場合の方策（上下分離（みなし上下分離）方式、観光鉄道化、既存路線バスとの接続改善や共同運賃運行など）
- ② バス転換する場合の方策（必要な交通モード、経路、本数など）

(4) 報告書の作成

受注者は本業務の調査結果をとりまとめ、調査結果報告書及び調査結果概要版を作成すること。

5 実施体制

(1) 受注者は、契約締結後2週間以内に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。業務計画書には業務内容、役割分担、実施スケジュール、担当者を明記すること。

(2) 本業務の実施に当たり、業務全体を管理し、発注者との連絡・調整の窓口となる業務責任者を配置すること。

(3) 受注者は、契約締結後速やかに発注者に業務責任者を届け出ること。また、業務実施体制図を提出すること。

(4) 業務責任者は、特段の理由がない限り契約期間終了まで変更しないこと。

(5) 受注者は、業務の遂行に当たり、発注者との円滑な意思疎通が図られるよう留意すること。また、報告、協議、助言及びその他の必要なコミュニケーションについては、定期的にWeb会議形式又は対面にて行うこと。

6 成果品

(1) 本業務完了後、令和8年2月27日（金）までに下記を提出すること。

- ① 調査結果報告書（紙媒体1部及び電子データ）
- ② 調査結果概要版（紙媒体1部及び電子データ）
- ③ 調査結果報告書内に掲載されたグラフ等の電子データ

(2) 納品場所

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県交通・地域社会部 鉄道対策課 新幹線・地方鉄道グループ

(3) その他

- ① 成果品の電子データはMicrosoft Word、Excel、PowerPoint等とし、県又は自治体が再利用できるものとする。

- ② 成果品の著作権は県に帰属し、契約終了後においても発注者が使用、改変、公開できるものとする。したがって、成果品内で使用される写真、図表等についても、この条件を満たすものであること。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受注者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受注者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、発注者及び受注者の協議により業務を進めるものとする。

- (2) 天変地異その他やむを得ない事由により仕様内容の一部が遂行できない場合は、委託料の額を変更するものとする。